

12 国土交通省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 検討要請回答

管理コード	1220010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	道州制北海道スタンダード	都道府県コード	1 北海道
	歳入徴収金回収プロジェクト	提案事項管理番号	1003010
提案主体名	新得町	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省
該当法令等	地方自治法第 231 条の 3 都市計画法第 75 条 公営住宅法
制度の現状	<p>下水道使用料、下水道事業受益者負担金の滞納処分については、前者が地方自治法第 231 条の 3 第 3 項、後者が都市計画法第 75 条第 5 項により自力執行権が与えられており、各地方公共団体において強制徴収が出来ることとされている。</p> <p>公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して賃貸することで、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした制度であり、低額所得者の居住の安定を確保する観点から、強制徴収の規定を設けていない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>始めに、滞納者は税を始め給食費、公営住宅料、水道料等も滞納している多重債務者が多く、滞納者の納付意識は民間債務を優先とし、町債務への支払意識は低く、とりわけ町外に転出すると「逃げ得」の意識が強くなっている。</p> <p>1. 現行法における町歳入徴収金の滞納処分手法は債権により、次の2区分となっている。</p> <p>①税債権は自力執行権により町が執行機関として実施</p> <p>②私債権は自力執行権がなく、執行機関の裁判所へ訴えの提起</p> <p>2. これを、町歳入徴収金には、それぞれ①と②の手法を与え、二刀流とし滞納者の状況により町が滞納処分の手法を自由に選択できるよう改正を提案します。</p> <p>【具体的に対象とする債権名】</p> <p>①強制徴収公債権名：道町民税、法人町民税、入湯税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、長寿医療保険料、保育所保育料、下水道料、下水道受益者負担金</p> <p>②非強制徴収公債権名：水道料、給食費、町営住宅使用料、し尿汲み取り手数料、幼稚園保育料</p> <p>【法の整備】共通法と個別法に滞納処分の二刀流手法を明文化</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>税との多重債務が多いが、例としては次のとおりです。</p> <p>1. 現在、下水道料と水道料の賦課は別で有るも、事務の効率化と納付者の利便上、納付書は1枚で発付している。</p> <p>2. 現行法では滞納者が発生すると、次の滞納処分をしている。</p> <p>【下水道料は①の自力執行権で預貯金調査をし差押え】、【水道料は②により裁判所へ訴えの提起】をしている。</p> <p>3. 結果、①と②によりそれぞれの滞納処分に必要な事務をすることは時間と費用で非常に効率が悪く、かつ、滞納者も困惑</p>

しながら訴訟分のみ納付し、下水道分は納付することなく滞納が続いています。原因は税(預貯金口座調査の限界と金融機関費用増加)をなめるも、裁判は怖い。

4. これを解消し、町歳入徴収金の早期回収と事務の合理化や効率的に進めるとともに、町財源と住民の公平感の確保を図るため提案するものです。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>地方自治法に規定されている公債権の滞納処分については、地方自治法を所管する総務省において回答すべきものと考え るが、下水道使用料等の強制徴収の手法については、下水道管理者が滞納処分と裁判上の手続による強制執行とを自由 に選択できることとした場合、下水道管理者の方針如何で、強制執行における債権間の優劣関係が変動し、民間金融機関 等他の債権者の混乱を生じ、又は利益を害するおそれがあるとともに、本来下水道管理者が行うべき使用料等の徴収事務 の一部を司法機関が負担することとなり、不相当であると考え。このような点を勘案すると、既に自力執行権を有している下 水道管理者に、裁判上の手続による強制執行との選択制を認める必要性はない。よって、下水道使用料等について、滞納処 分の二刀流手法を明文化することは妥当ではない。</p> <p>一方、公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して賃貸することで、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること を目的とした制度であり、低額所得者の居住の安定を確保する観点から、強制徴収の規定を設けていないものである。よっ て、公営住宅法に滞納処分の二刀流手法を明文化することは妥当ではない。</p>				

12 国土交通省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 検討要請回答

管理コード	1220020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	定期借地権付太陽光発電住宅団地の推進事業	都道府県コード	38 愛媛県
		提案事項管理番号	1007010
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	国土交通省
該当法令等	都市計画法第34条
制度の現状	市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が許可できることになっている。

求める措置の具体的内容	<p>20ha 以上なければ許可とならない市街化調整区域における土地開発を、地球環境保護や良好な住環境確保に関する条件を満たした場合、1ha からでも住宅が建設できるよう許可する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ha 以上の定期借地権付住宅団地 ・各戸は太陽光発電4KWHを設置 ・土地 100 坪以上、建物延 40 坪以上の住宅建設というゆとりのある住環境
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地球環境を保全し、後世へ引き継ぐことは我々の責務であり、京都議定書にも書かれている二酸化炭素の削減目標達成のためには、身近なことから始める必要がある。</p> <p>一方、農地については、従事者の高齢化が進んでいるが、市街化調整区域では他の用途への転用は非常に困難で、耕作放棄地となる恐れが高まっている。</p> <p>また、個人の住宅建設にあたっては土地代金の支払いがネックであり、低所得者層は借家せざるを得ない状況にある。</p> <p>このため、一定の要件を満たす開発に限って、市街化調整区域における土地開発を認めるよう規制緩和することにより、国が実施すべき地球温暖化防止、耕作放棄地対策、低所得者層への良好な住居の提供を図る。</p> <p>ひいては、住宅購買意欲の高まりによる地域経済の活性化に繋がると考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>ご要望の内容が、旧都市計画法第34条第10号イに掲げる市街化調整区域における開発許可の基準の緩和であるとする と、当該基準は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成18年法律第46号)により、 廃止されたところである。</p> <p>なお、市街化調整区域においては、地区計画の区域内において当該地区計画に定められた内容に適合する建築物の建築 の用に供する目的で行う開発行為等については現行制度上許可が可能となっている。</p> <p>ご提案の施設の立地の適否については、開発許可権者と相談されたい。</p> <p>※旧都市計画法第34条第10号イ:開発区域の面積が20ha以上(条例により5ha以上20ha未満の範囲内で面積を別に定 めることが可能)で、市街化区域における市街化の状況等からみて当該申請に係る開発区域内において行うことが当該都市 計画区域における計画的な市街化を図る上に支障がないと認められる開発行為で、都道府県知事があらかじめ開発審査会 の議を経たもの</p>			

12 国土交通省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 検討要請回答

管理コード	1220030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	市街化調整区域での介護事業所要件の緩和	都道府県コード	33 岡山県
		提案事項管理番号	1071010
提案主体名	有限会社グッドライフ	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	国土交通省
該当法令等	都市計画法第34条第1号
制度の現状	市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が許可できることになっている。

求める措置の具体的内容	1000㎡以上の大規模通所施設の場合、市街化調整区域であっても介護事業所が併設できるようにしていただきたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	市街化調整区域での介護事業のうち「通所に限る」の規制を解除し、「2種社会福祉事業が可能」と緩和いたしていただきたい。市街化調整区域で実施可能な福祉事業が、通所に限られていることで施設の持つ機能を発揮できない状況であります。この規制を解いていただき施設の持つ可能性を引き出したい。1000㎡を超える大型の介護福祉事業は事業所の営利のみにとどまらず、その地域への福利厚生に大きく寄与する能力と使命を有しております。これらの施設を有効に運用するためには多種多様な人員の関わりが必要であり、通所以外の事業所も併設する事が不可欠であります。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>ご指摘の内容の規制は都市計画法第34条第1号で法律上規定されている要件ではない。なお、法第34条各号の運用については、開発許可権者に対する技術的助言である「開発許可制度運用指針」において地域の実情に応じた運用が望ましいとしているところであり、個別の施設の立地の適否については、開発許可権者にご相談されたい。</p>			

12 国土交通省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 検討要請回答

管理コード	1220040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	茅葺き屋根等の不燃材料以外の屋根材使用要件の緩和	都道府県コード	6 山形県
		提案事項管理番号	1022010
提案主体名	株式会社 丸高	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	国土交通省
該当法令等	建築基準法第 25 条、建築基準法第 22 条、建築基準法施行令第 109 条の 5
制度の現状	<p>建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、安全及び衛生の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造及び設備等に関する最低限の基準を定めているものである。</p> <p>延べ面積1千㎡を超える大規模の木造建築物については、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、屋根の構造を火の粉により防火上有害な発煙及び損傷を生じないものにしなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>建築基準法25条により大規模の木造建築物の場合、延べ面積(同一敷地内に2以上の木造建築物等がある場合においては、その延べ面積の合計)が1千㎡を越える木造建築物等は、その屋根の構造を不燃材料としなければならないが、防火設備の整備等で不燃材以外の材料でも可能とする。また、建築基準法22条指定区域以外で、県条例等で特殊建築物の屋根の構造を不燃材料と規定する場合も、同様な防火設備の整備等により茅葺き等の材料でも可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>昔ながらの茅葺屋根を持つ宿泊施設を中心とした新しい観光事業を計画している。</p> <p>提案理由: 計画地である山形県戸沢村は自然豊かな山間の村であり、村のほぼ中央を日本三大急流の一つである最上川が東西に貫いている。「最上川舟下り」を柱とした観光産業も減衰を辿っている中、新たな観光施設による集客増加が不可欠であり、観光事業の拡大が周辺地域に与える影響も大きく、地域の活性化に繋がるものと考え。又、「日本のふるさと」を映し出す施設として、伝統的な茅葺古民家を本物の姿で復元する事が、効果を発揮し目的が達成できるものである。</p> <p>代替措置: 計画地には民家などが一切無いので、火災時でも延焼による第三者への影響は無いと考えるが、放水銃消化設備を設置し自衛消防隊による消化活動で対応する事とする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>建築基準法第 25 条の規定は、大規模の木造建築物について、隣接する建築物の火災によって延焼し、大火災となることを防止するための規定であり、建築物の外壁及び屋根に係る性能を定めることで、周辺の建築物の火災による飛び火や熱が原因となる延焼を抑制することを目的としているため、御要望の実現は困難です。</p> <p>また、提案理由において、計画地には民家がない旨を指摘しておられますが、今後もその周辺に延焼の可能性がある建築物が建築されないことは必ずしも担保できないと考えられるため、ご要望の実現は困難です。</p> <p>なお、県条例における規定の取扱いについては、特区として対応することは適切ではありません。</p>			

12 国土交通省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 検討要請回答

管理コード	1220050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	マンション付属駐車場の階数制限の緩和	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1018010
提案主体名	尼崎市	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	国土交通省
該当法令等	建築基準法第48条第3項から第6項まで、同法別表第2 建築基準法施行令第130条の5の5、第130条の7の2、第130条の8
制度の現状	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域においては、3階以上の階を附属自動車庫または独立自動車庫の用途に供する建築物は、原則として建築できない。

求める措置の具体的内容	建築基準法に規定されているマンションの付属駐車場の「階数」について、「防災」と「環境」「景観」の観点から、一定の要件を満たした場合、 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 における、「2階」までの規定を「3階」まで建築できるように緩和し、3階部分を延べ面積から控除するもの。
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案内容)</p> <p>下記の条件を満たした場合、マンション付属駐車場(自走式)の階数制限を「2階まで」から「3階まで」とし、当該3階部分は延べ面積から控除する。</p> <p>条件</p> <p>①3階の屋根部分に車を駐車しない構造とすること。</p> <p>②3階の屋根部分に緑化をすること。</p> <p>③洪水、津波時には誰でもが3階の屋根部分に避難できるような構造とし、地域または尼崎市と協定を締結すること。</p> <p>定量効果は、防災対策としては全市民46万人、環境改善としては真夏時表面温度20℃抑制(添付資料②参照)など</p> <p>提案理由)</p> <p>①尼崎市は、市域の1/3が「海拔ゼロメートル地帯」であり、また市境界東部の猪名川水系、西部の武庫川の氾濫時には市域のほとんどが0.5m未満から5m以上の範囲で浸水する。近年でも昭和58年の台風10号や平成16年の台風23号によりこれらの河川が警戒水位を超え、流域に多大な被害が発生した。また今後予想される大地震時の津波の危険性に備える必要がある。</p> <p>②尼崎市では民間事業者の協力により2か所の「津波避難ビル」がある。</p> <p>③阪神大震災の被災都市であり、災害に対する危機管理が求められている。</p> <p>④「2階」建てのマンション付属駐車場のほとんどが2階の「屋根」部分にも駐車し「3段」として利用されている。</p> <p>⑤マンションの上部から見下ろした場合、車の屋根とコンクリートの車路が見えることとなり、景観的にも良いとはいえない。</p> <p>⑥車や車路からの「照り返し」がヒートアイランド現象を引き起こしている一因と考えられ、「見える屋上緑化」により地球温暖</p>
-----------------	---

化対策と景観の向上につながる。

⑦民間開発に地域貢献を求めることにより建設時、建設後の地域との融和、コミュニティの共通化を図ることができる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>建築基準法第48条は、用途地域ごとの目的に応じて各用途地域に建築することのできる建築物の用途を制限しており、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域においては、当該地域における住居の環境を保護する観点から、規模及び階数の制限を課しているところであり、一律に規制を緩和することは適当でない。</p> <p>ただし、住居の環境を悪化させるおそれがない場合には、特定行政庁の許可を受けることにより、建築することが可能である。</p>			

12 国土交通省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 検討要請回答

管理コード	1220060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	四号木造建築物について構造計算適合性判定の緩和(倉敷木造特区)	都道府県コード	33 岡山県
		提案事項管理番号	1042010
提案主体名	個人	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	国土交通省
該当法令等	建築基準法第6条第5項又は第6条の2第3項
制度の現状	<p>建築主事又は指定確認検査機関は、高度な構造計算を行って安全性を確かめられた建築物の計画について、その構造計算の基準に適合するかどうかを審査するときは、指定構造計算適合性判定を求めなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行法で限界耐力計算によって安全性の証明を義務付けられている木造建築物(建築基準法第六条第四号に該当するものに限り)一定の条件を満たしている場合には、確認申請時に県指定の審査機関による構造計算適合性判定を行わない。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>伝統構法による木造建築を建てやすくすることで、国際的に通用する町並みの構築を目指す。</p> <p>昨年度の建築基準法改正によって四号規模(2階建て以下、床面積 500 m²以下、高さ 13m 以下、軒の高さ 13m 以下)であっても、限界耐力計算により安全性の証明をする木造建築物は二号ルート(大規模な建築物)での構造計算適合性判定が求められ、費用と時間と手間が膨大に掛かり、新築が非常に困難な状況である。そこで、市独自で安全性の判定を行い国際的に通用する美しい町並みを形成すべく、伝統構法による良質な木造建築を建てやすくする。</p> <p>提案理由: 倉敷は国内外を問わず伝統的な木造建築や町並みで知られるまちである。伝統的建造物保存地区を含む美観地区は貴重な財産であり、観光資源でもあり、市民のアイデンティティーでもある。しかしながら、現行法下では美観地区と同じような伝統構法による木造は建築が困難であり、住宅はもとより、町並みも倉敷らしさを形成できないというジレンマに陥っている。審査機関によるルート2の構造計算判定を行わないことで、小規模な住宅では建築主が負担する膨大な費用や時間が軽減され、倉敷市全体で美しい町並み形成や良質な木造住宅の新築に繋がり、結果として観光都市倉敷の価値を上げる。</p> <p>代替措置: 構造計算適合性判定機関では審査を行わないが、安全性を確保するため、市独自の方法で限界耐力計算を含む建築計画を審査する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
構造計算適合性判定については、高度な構造計算が必要とされる建築物を対象として創設されたものであり、大学教授・研究者、優れた構造設計実務者等を構造計算適合性判定員として選任し公正中立な第三者機関で構造計算の審査を専門的に行うことで、構造計算書偽装問題の再発防止を図ったものであり、これを不要とすることはできません。			

12 国土交通省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 検討要請回答

管理コード	1220070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	歩道等における自転車等駐車器具の占用許可基準・構造要件の緩和(着脱式の自転車等駐車器具等の可能化)	都道府県コード	38 愛媛県
		提案事項管理番号	1059010
提案主体名	(株)まちづくり松山、松山市	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	国土交通省
該当法令等	道路法第32条 道路法施行令第11条の8 、第12条
制度の現状	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用とする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

求める措置の具体的内容	「自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用許可基準」では、自転車等駐車器具の構造等について「固定式」とされているところであるが、「十分な安全性及び耐久性を具備したもの」であれば、イベント時等において着脱可能な方式によるものでも占用許可の対象とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>松山市大街道商店街(道路幅員15m、延長450mの市道:市道全体がアーケード、終日歩行者専用道路)において、まちづくり会社や商店街振興組合等が、日常の放置自転車対策を図るために自転車等駐車器具を占有する場合に、同商店街では、歩行者空間を利用した春・夏のまつりの大名行列・野球拳おどり、土曜夜市、俳句甲子園大会等各種イベントも実施されていることから、イベント時における歩行者等の安全で円滑な通行を確保するため、駐車器具等の構造について、現行規制の「固定式」限定から、イベント時には取り外して移動・収納できる着脱可能なものでも可能とする。</p> <p>これにより、(株)まちづくり松山(中央商店街4 振興組合、市、商議所等が出資するまちづくり会社)等が道路占用許可を得て駐車器具を設置し、放置自転車対策を図るとともに、地域と一体となったイベントも継続し、市民憩いの場として賑わいと活力のある中心商店街を目指す。</p> <p>大街道商店街を含む中央商店街(総延長約1km)は、四国有数のアーケードモールで、松山市中心市街地活性化基本計画(H14.3)で、商業等活性化重点地区に位置づけられ、中小企業庁の「がんばる商店街 77 選」にも選ばれている。また、(株)まちづくり松山は、アーケード内の道路空間を活用した映像発信に取り組み、経済産業省の「道路空間活用まちづくりモデル構築事業」のモデル事業にもなっている。また、大街道商店街では、土曜夜市(参加者約約 10 万人)や松山まつり、野球拳おどり、俳句甲子園など各種イベントも実施されている実績がある。</p> <p>一方、当該地区は、自転車等放置禁止区域に指定され、歩行者専用道路でもあるが、放置自転車も多く、歩行者の安全性が低下している。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>当該提案は、松山市道における道路占用許可の取扱いに関するものであり、自治事務に属しますので、お尋ねのような構造のものについて、市の判断で許可することも当然に可能です。</p> <p>なお、「自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他器具の占用許可基準」を定めている「道路法施行令の一部改正について」(平成18年11月15日付国道利第31号道路局長通達)は、直轄国道の道路管理者である地方整備局等に対して通知しているものであり、もとより各地方公共団体は直接の名宛人になっていません。</p>			

12 国土交通省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 検討要請回答

管理コード	1220080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	コンプライアンスに優れた輸送業者と荷主とが協働して特定経路で特定貨物を輸送する場合の特殊車両通行許可申請の簡素化	都道府県コード	50 その他
		提案事項管理番号	1035010
提案主体名	(株)小松製作所真岡工場、日立建機ロジテック(株)、 (社)茨城県トラック協会、茨城県	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	国土交通省
該当法令等	道路法第47条の2第1項
制度の現状	道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、一般的制限値をこえる車両の通行を許可することができる。

求める措置の具体的内容	<p>現行は許可制である特殊車両の通行について、輸送安全面でコンプライアンスに優れた特定の輸送業者と荷主とが協働して、重要港湾及びその港湾区域に繋がる特定の申請経路のうち、国管理の重さ指定道路及び高さ指定道路において、当該経路を通行する特殊車両用として道路管理者が新たに指定する車両制限値(幅、長さ、高さ、重さ等)の範囲内で、当該荷主に係る貨物を積載する車両を通行させようとする場合には、これを届出制とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行許可制度は、手続が煩雑で繰り返しのものが多く、また緊急輸送が必要な場合には対応できないなど、物流の効率化を阻害している状況にある。そこで、許可上の考慮条件(道路構造の保全・交通の危険防止)を踏まえた本提案の実施により、安全性を確保した効率的な物流システムを構築することで、京浜港から常陸那珂港を活用するよう物流をシフトさせ、特区内での更なる物流ネットワーク化を促進してまいりたい。まず、道路構造の保全への影響については、本提案のルートが、「①重さ・高さ指定道路」を想定しているため、他の道路と比較して少ないものとする。次に、交通の危険防止の点については、安全輸送を重視し、「②実施主体をコンプライアンスに優れた者に限定」している。例えば、輸送業者は道路法又は貨物自動車運送事業法に基づく指導取締又は行政処分を一定期間受けていない者等を、荷主は特定の港を定期的に利用して製品の輸出等を行い、「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」(H19・国土交通省)等に基づき当該輸送業者と協働して安全確保策を講ずる者等を想定している。さらに、上記①・②の場合において、許可者の道路管理者が本提案で想定した輸送重量物等に対応した当該特殊車両用の制限値を新たに指定することで、当該経路での安全な輸送可能範囲が明示されるとともに、当該車両ごとに原則必要な許可申請が省略可能となる。なお、当該輸送に当たっては法令遵守事項を履行するほか、実施期間中に道路・交通状況の変更が生じた場合には、実施主体が協力して、直ちに道路管理者と協議等を行い、輸送内容を確認するなどして安全輸送に努めてまいりたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>特殊車両通行許可は、一般的に禁止されている重量及び寸法の車両の通行の申請に対し、道路管理者が通行経路の道路と当該車両の物理的な関係において通行の可否を審査し、禁止を解除するものである。</p> <p>重さ指定道路は車両の軸距に応じて最大25トンまで、高さ指定道路は4.1mまでの通行がそれぞれ一般的に可能となっている点で他の道路とは異なるが、それ以上の重さ、高さ等の車両の通行については上記の特殊車両通行許可の審査が必要になる。例えば、車両によっては徐行により衝撃荷重を軽減したり、対向車線の車両の通行を制限することにより道路にかかる総荷重を軽減したり、現地における最新の道路事情や交通状況を考慮して深夜早朝の通行に限るなどの条件を付して通行が可能となる場合があることから、個々の車両の通行について道路構造の保全及び交通の危険防止の観点から必要となる審査を行っている。したがって、このような審査を省略するような届出制とすることはできない。</p> <p>また、当該許可はあくまで道路と車両の物理的な関係において通行の可否を審査するものであり、コンプライアンスに優れた者であるかどうかを審査するものではない。</p> <p>以上のことから、本提案に応じることは困難であるが、「手続が煩雑で繰り返しのものが多い」というご指摘に対しては、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において、「道路構造物及び他の交通に与える影響や違反車両の通行実態を考慮の上、現行最大1年間である特殊車両の許可期間を最大2年間に延長できるよう措置する」となっているところです。</p>			

12 国土交通省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 検討要請回答

管理コード	1220090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	ISO 規格 20 フィートコンテナへの最大積載輸送時の内外	都道府県コード	13 東京都
	格差の是正	提案事項管理番号	1045010
提案主体名	石油化学工業協会	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	国土交通省
該当法令等	道路法第47条の2第1項
制度の現状	軸重の一般的制限値は10トン以下。フル積載海上コンテナを積載したトレーラをけん引するトラクタのうち、エアサスペンションを装着するものの駆動軸重は、11.5トンまで特殊車両通行許可の対象

求める措置の具体的内容	外貨ではエアサ付き 2 軸トラクター+3 軸トレーラであれば軸重10ト超であっても 30.48 トまで積載・輸送可能(この場合の軸重制限は11.5ト)だが、内貨では同条件での輸送が認められていない。 内貨についても外貨と同様に 30.48 トまで輸送できるよう、軸重制限の規制緩和を願いたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	道路の構造保全、交通の危険の防止、車両の安全性の観点からは、同条件で輸送する限り、内貨と外貨の差はないものと考えられる。 内貨と外貨で輸送規制が異なることで別々の輸送車両を準備する必要があり、負担が大きく国際競争力の阻害要因となっている。 また、輸送効率の向上により輸送車両数を抑制することが可能となり、CO2 削減、事故のリスク低下にも繋がる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>海上コンテナと異なり、輸出入以外の貨物を輸送する場合は道路条件に応じ積載物の分割・減載が可能であることから、原則に基づき軸重を10トン以下としているところである。</p> <p>ただし、既に特例措置として認められている重量物輸送効率化事業(1205(1214))を適用すれば、特定の地区・条件下において、ご提案の内容で通行可能となる場合も考えられるため、詳細な通行ルート、貨物の積載方法等について、別途協議させていただきたい。</p>			

12 国土交通省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 検討要請回答

管理コード	1220100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	緊急の遠距離訪問診療に必要な自動車の緊急自動車としての指定追加	都道府県コード	9 栃木県
		提案事項管理番号	1010010
提案主体名	医療法人陽気会 在宅ホスピスとちの木	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	警察庁 厚生労働省 国土交通省
該当法令等	
制度の現状	

求める措置の具体的内容	<p>癌等の特定疾患の患者に対し、緊急で長距離の訪問診療を行う必要がある場合、外見上一般車両と変わらない訪問診療用の自動車を、緊急自動車として指定する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>死因の一位を占める癌を含め、政府は自宅での終末期医療を推進している。癌の終末期は癌性疼痛、呼吸困難などの多様な症状が突然出現する頻度が高いため、昨今は緩和医療専門の医師が対応するようになっている。緊急に対処すべき症状が出現する頃には、患者の搬送すら危険となっている場合が多い一方で、緩和医療の経験豊富な医師は少ないため、医師が極めて遠方の患者に対して訪問診療を行っているのが現状である。</p> <p>本提案は、緩和医療の経験豊富な医師が遠距離の癌を含む特定疾患の患者に対し、緊急に訪問診療を行う必要がある場合に限って、外見上一般車両と変わらない訪問診療用の自動車を緊急自動車として指定するものである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類		措置の内容	

12 国土交通省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 検討要請回答

管理コード	1220110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	乗合タクシー要件の緩和	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1014010
提案主体名	有限会社三ヶ森タクシー	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	国土交通省
該当法令等	
制度の現状	

求める措置の具体的内容	<p>一般乗合旅客運送事業の区域運行を行う場合、路線定期運行との整合性が必要との規制を緩和する。また、当該事業用自動車について、乗合事業と乗用事業(タクシー)との相互流用ができるように規制を緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地域の足として、乗合タクシーを活用することによって、安価で便利な公共交通を整備する。</p> <p>地方では、自家用車の普及とともにバスや鉄道などの公共交通が撤退あるいは縮小され、高齢者や障害者などの移動制約者にとっては、通院等にも不便を来している。バスとタクシーの中間モードである「乗合タクシー」を普及させていくことが、利用者と事業者双方にとってメリットがあることだと考えている。</p> <p>提案理由</p> <p>ある病院から、患者に対しての安価な乗合タクシーでの送迎を依頼され、九州運輸局に相談した。地域のニーズというより個別のニーズであるため、地域公共交通会議にかけるにはふさわしくないため、「明らかに路線定期運行との整合性をとる必要があるか」が認可の要件になった。周辺のバス路線を調査した結果、その要件は満たすことができる可能性が見えたが、タクシーを乗合事業に流用することができないという規制のために断念した。当該病院は、結局、自分でワゴン車を購入して無償運送するということになった。</p> <p>自家輸送の普及よりも、現有のタクシーを有効に活用できるような規制の緩和が必要である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類		措置の内容	

12 国土交通省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 検討要請回答

管理コード	1220120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	福祉有償運送における認定講習要件の緩和	都道府県コード	26 京都府
		提案事項管理番号	1027010
提案主体名	綾部市	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	国土交通省
該当法令等	
制度の現状	

求める措置の具体的内容	認定講習を受けるための負担を軽減するための規制緩和
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>当市の区域面積は347.11k㎡、少子高齢化が急速に進行する中、平成20年3月末の高齢化率は31.32%であり全国平均を大きく上回っています。また、市域が広域で中山間地域が多く、市街地を除いては、民家からバス停・駅などへ遠く、生活交通の確保が大きな課題であります。</p> <p>このような状況の中、本市においては、NPO法人が高齢者・障害者の外出支援のために福祉有償運送を行い、生活交通の確保のために補完的な役割を果たしております。</p> <p>この福祉有償運送の運転者はボランティアであり、その数は96名であります。</p> <p>運送主体のNPO法人は旧道路運送法第80条により福祉有償運送の許可を受けておりますが、道路運送法改正による許可制から登録制への移行後の更新申請を行うために受講が義務付けられている認定講習が時間的な面・経費的な面などから負担となっております。</p> <p>講習時間につきましては、トータル約8時間、旧道路運送法第80条の許可を受けた時から運転に従事していた運転者でも約4時間の講習が必要となっており、講習機会も少ない中で、96名のボランティアが受講することが大変負担です。</p> <p>高齢者・障害者が福祉や医療サービスを受けやすくなり、住み慣れた地域で安心して生活できることにつながる福祉有償運送は、本市にとってなくてはならないものです。</p> <p>旧法許可時からNPO法人自らが警察署等を招き講習を行っておりますので、これらの講習も勘案した中で、講習要件について規制の緩和が図られるよう提案いたします。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類		措置の内容	

12 国土交通省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 検討要請回答

管理コード	1220130	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自治体補助による自家用無償運送特区	都道府県コード	41 佐賀県
		提案事項管理番号	1033010
提案主体名	佐賀県	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	国土交通省
該当法令等	
制度の現状	

求める措置の具体的内容
<p>自家用車(白ナンバー)を使用して無償運送を行う市町村社会福祉協議会やNPO等に対して、地方自治体が、その運送に要する経費を支援する場合、その支援を「運送の対価」とみなさない運用を求める。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県では、今年度から、高齢者等の交通弱者の身近な移動手段を確保するため、佐賀県地域交通支援モデル事業を公募により実施している。 ・公募の結果、市町村社会福祉協議会やNPOによる「無償運送」が数件提案されたが、これらは、社協等が通所介護事業等に使用している車両を間合い使用し、有償ボランティアを募って、高齢者等の通院や買物等に必要な移送サービスを行うものであり、利用者から直接運賃を收受するものではない。 ・しかしながら、モデル事業の試験運行期間中を除き、本格運行時において、県や市町村が無償運送を行う社協等に対して、その運送に要する経費を支援する場合は、「運送の対価」を收受したとみなされ、道路運送法に抵触するとの指摘がなされている。 ・運送契約は民法上の請負契約と解され、請負契約は「利用者」と「運転手(事業者)」との間の契約に基づき成立するが、無償運送の場合も同じく無償の請負契約が成立したものと解することができる。したがって、補助者となる県又は市町村は当該運送行為に関し第三者的立場にある。 ・仮に第三者からの補助に関して有償性が問われるとしても、県又は市町村が補助事業の目的を達するために交付する補助金の性格からすれば、実質的には市町村が実施主体となって無償運送を行う場合と事業目的は同一であり、同等の運用を行っても差し支えないものとする。 <p>(別紙事業内容書あり)</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類		措置の内容	

12 国土交通省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 検討要請回答

管理コード	1220140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	過疎地域における移動制約者を対象とした自治会等による有償運送事業に係る道路運送法上の登録要件の特例制度創設	都道府県コード	32 島根県
		提案事項管理番号	1080010
提案主体名	島根県	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	国土交通省
該当法令等	
制度の現状	

求める措置の具体的内容	<p>地理的・社会的条件から交通条件が著しく低下し、高齢者等移動制約者の通院等生活に支障が生じている過疎地域における過疎地有償輸送については、次の通り見直していただきたい。</p> <p>○道路運送法にかかわらず自治会等も過疎地有償輸送の主体として認めること。</p> <p>○地域の生活交通維持対策の必要性から、市町村の総合的判断によることとし、運営協議会の開催は不要とすること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【具体的事業の実施内容】</p> <p>○定期バス路線等のない過疎地域の高齢者等移動制約者を対象として、自治会等が通院や買い物等のために有償輸送ができれば、山間地域の集落にあっても生活を維持することができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>1. 過疎地域の現状と課題</p> <p>○過疎地域では、市町村が代替バスを運行してきたが、厳しい財政状況により、交通空白地域・不便地域が発生し、通院・買い物等もできないなどの問題が発生している。</p> <p>○このため、生活交通を支えるための対策の実施が緊急の課題となっている。</p> <p>2. 市町村を中心とした生活交通対策の必要性</p> <p>○過疎地域の住民生活を守る視点から、市町村では過疎バスやダイヤモンドバスを運行しているが、運行回数等に限界がある。</p> <p>○このため、この補完的措置として、自治会等が高齢者等移動制約者を対象とした輸送活動を行う必要性が高まっている。</p> <p>○公表した島根県のポスト過疎法に向けた提言においても必要性を取り上げている。</p> <p>3. 制度見直しの必要性</p> <p>○現行の道路運送法は、過疎地域においてNPO法人等が有償輸送を新たに行おうとする場合に、運営協議会を開催し、タクシー事業者との利害調整を行う制度である。</p> <p>○このため、市町村が中心となって自治会等と共同して地域生活交通維持対策として積極的に取り組む場合の特例措置を新たに創設する必要がある。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類		措置の内容	

12 国土交通省 特区第13次・地域再生第6次(非予算) 検討要請回答

管理コード	1220150	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地域限定通訳案内士の範囲拡大	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1079010
提案主体名	九州観光推進機構	拡充提案・関連提案 に係る規制の特例 措置の番号・名称	

規制の所管・関係省庁	国土交通省
該当法令等	外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第 23 条、24 条、34 条
制度の現状	都道府県の区域において、報酬を得て、業として通訳案内を行う場合には、地域限定通訳案内士の資格が必要であり、地域限定通訳案内士試験に合格する必要がある。

求める措置の具体的内容	地域限定通訳案内士制度について、活動範囲の限定を都道府県単位から広域的な地方ブロックの範囲に拡大する。また、試験実施主体についても、広域組織を含めることとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	外国人観光旅客の訪問ルートは複数の県に及ぶのが一般的であり、九州を着地とする旅行商品も訪問地が1つの県で完結するものは皆無に等しい。このため、平成 19 年度から活動範囲を都道府県単位とする地域限定通訳案内士試験が実施されるようになったが、外国人の旅行実態と合っていないのが現状と思われる。国際観光テーマ地区を構成する複数都道府県の合同試験実施も可能であるが、地理・歴史等の試験を県数分受験しなければならず、受験者にかかる負担も大きい。そこで、九州は7県で国際観光テーマ地区を構成しており、九州島内で完結する旅行商品も多く発売されていること、広域的な地方ブロックとしてエリアが明確に認識できることから、地域限定通訳案内士について「都道府県」を「九州」と読み替えて実施できるよう、柔軟な制度運用を検討いただきたい。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
地域限定通訳案内士試験は地理等筆記試験については個別の試験を受験する必要があるものの合同実施は可能であるが、昨年度も回答したとおり、都道府県の区域を超えたより広域な区域については、通訳案内士が対応すべきものとする。			

